

役員の報酬等に関する規定

特定非営利活動法人 未来 ISSEY

(目的)

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人 未来 ISSEY 定款第 18 条の規定により役員の報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 100,000 円とする。

期末手当 なし

2 前項に関し代表理事が、法人事業の職務にあたった場合は、別表 2 により代表理事月額報酬を超えない範囲で報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が代表理事の名を受けて法人事業の職務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第 3 条 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規定は、令和 2 年 10 月 15 日より施行する。

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 120,000 円とする。

附則

この規定は、令和 3 年 5 月 1 日より施行する。

附則

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に毎月一定の定まった日に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

別表2（日額）	名称	報酬額	実費弁償費
代表理事	事業報酬等	各事業時給×活動時間	1日2000円
理事	事業報酬等	各事業時給×活動時間	1日2000円

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 150,000 円とする。

附則

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。（令和 4 年 4 月 28 日理事会決議）

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 160,000 円とする。

附則

この規定は、令和 4 年 12 月 27 日より施行する。（令和 4 年 12 月 11 日理事会決議）

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 200,000 円とする。

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。（令和 6 年 5 月 12 日理事会決議）

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 215,000 円とする。

附則

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。（令和 7 年 5 月 17 日理事会決議）

附則

第 2 条 代表理事の報酬は、次のとおりとする。

月額 165,000 円とする。

附則

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。（令和 8 年 5 月 23 日理事会決議）